

意見書案第10号

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書案を江別市議会会議規則（昭和31年議会規則第7号）第13条第1項の規定により提出する。

令和8年6月29日提出

提出者

江別市議会議員 石 田 武 史

〃 稻 守 耕 司

〃 猪 股 美 香

〃 長 田 旭 輝

〃 高 橋 典 子

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれています。

特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされています。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄附された母乳であるドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は極めて重要です。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供していますが、法的な仕組みとして位置づけられていません。

また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられます。

よって、国におかれましては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分な提供ができるよう、ドナーミルクの法的な位置づけを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出します。

令和8年6月29日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）